

財団法人フランス語教育振興協会
寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人フランス語教育振興協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区九段北1丁目8番1号におく。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部をおくことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 この法人は、実用フランス語に関する技能検定試験を行い、あわせてフランス語の普及を図り、もってわが国の文化の発展に資することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 実用フランス語技能検定試験の実施およびこれに必要な調査、研究
- (2) 検定した実用フランス語の技能度の登録およびその証明書の発行
- (3) フランス語に関する研修会、講習会、講演会等の開催
- (4) フランス語に関する出版物の刊行
- (5) フランス留学希望者に対する支援
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産および会計

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 賛助会費
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第7条 この法人の資産を分けて基本財産および運用財産の2種類とする。

2. 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録のうち基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 . 運用財産は基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 8 条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 9 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り、これらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第 10 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第 11 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合にも同様とする。

(収支決算)

第 12 条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 . この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 13 条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 14 条 第 9 条ただし書および前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担または権利の放棄を行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第 15 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第4章 役員、評議員等

(役員)

- 第16条 この法人には、次の役員をおく。
- (1) 理事10名以上15名以内(うち理事長1名、副理事長1名および常務理事5名以内)
 - (2) 監事2名または3名

(役員を選任)

- 第17条 理事および監事は、評議員会でこれを選任し、理事は、互選で理事長、副理事長および常務理事を定める。
2. 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
 3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

- 第18条 理事長は、この法人の業務を総括し、この法人を代表する。
2. 理事長に事故があるとき、または欠けたときは、副理事長がその職務を代理し、またはその職務を行う。
 3. 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の日常の業務を総括する。
 4. 常務理事は、理事会の議決に基づき、日常の業務を分担処理する。
 5. 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

- 第19条 監事は、この法人の業務および財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。
- (1) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況または業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、評議員会または文部科学大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会および評議員会を招集すること。

(役員任期)

- 第20条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残存期間とする。
 3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

- 第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数および評議員現在数の各々の3分の2以上の議決により理事長がこれを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

- 第 2 2 条 役員は、有給とすることができる。
- 2 . 役員の報酬は、理事会の議決を経て理事会が定める。

(評議員の選出)

- 第 2 3 条 この法人には、評議員 1 5 名以上 2 0 名以内をおく。
- 2 . 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
 - 3 . 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は評議員現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
 - 4 . 評議員は役員を兼ねることはできない。
 - 5 . 評議員には、第 2 0 条および第 2 1 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

- 第 2 4 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(賛助会員)

- 第 2 5 条 この法人の賛助会員は、第 4 条の目的に賛同する個人または団体とする。
- 2 . 賛助会員は、金 1 万円を 1 口とし、毎年 1 口以上の会費を納めなければならない。

(顧問)

- 第 2 6 条 この法人には、顧問若干名をおくことができる。
- 2 . 顧問は、この法人の事業に功労のあった者、または学識経験者のうちから、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
 - 3 . 顧問の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
 - 4 . 顧問は、この法人の重要事項に関し、理事長の諮問に応じ、意見を具申する。

(専門委員)

- 第 2 7 条 この法人には、必要に応じて専門委員若干名をおくことができる。
- 2 . 専門委員は、理事会の議決に基づき、検定試験問題の作成、受験者の技能の検定、その他専門的な事務の処理にあたる。
 - 3 . 専門委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第 5 章 事務局および職員

(事務局の構成および職員の任免)

- 第 2 8 条 この法人には、事務処理のため事務局をおく。
- 2 . 事務局は、事務局長その他の職員をもって構成する。
 - 3 . 職員は、理事長が任免する。

4. 職員は、有給とする。

第6章 会議

(理事会の招集等)

- 第29条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし理事長が必要と認めた場合または理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長はその請求があった日から20日以内に、臨時理事会を招集しなければならない。
2. 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定数)

- 第30条 理事会は理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
2. 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

- 第31条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。
- (1) 事業計画および収支予算についての事項
 - (2) 事業報告および収支決算についての事項
 - (3) 基本財産についての事項
 - (4) 長期借入金についての事項
 - (5) 第1号、第3号および前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担および権利の放棄についての事項
 - (6) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会が必要と認めるもの
2. 前2条の規定は、評議員会にこれを準用する。この場合において、前2条中「理事会」および「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

(議事録)

- 第32条 すべての会議には、議事録を作成し、議長および出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第7章 寄附行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

- 第33条 この寄附行為は、理事現在数および評議員現在数の各々の4分の3以上の議

決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更できない。

(解散)

第34条 この法人の解散は、理事現在数および評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第35条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数および評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 補 則

(書類および帳簿の備付等)

第36条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えつけないといけない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 役員、評議員、賛助会員およびその他の職員の名簿および履歴書
 - (3) 財産目録
 - (4) 資産台帳および負債台帳
 - (5) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
 - (6) 理事会および評議員会の議事に関する書類
 - (7) 官公署往復書類
 - (8) 収支予算書及び事業計画書
 - (9) 収支計算書及び事業報告書
 - (10) 貸借対照表
 - (11) 正味財産増減計算書
 - (12) その他必要な書類および帳簿
2. 前号第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿および書類は10年以上、同項第7号及び第12号の書類および帳簿は1年以上保存しなければならない。
3. 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第37条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会および評議員会の議決を経て別に定める。